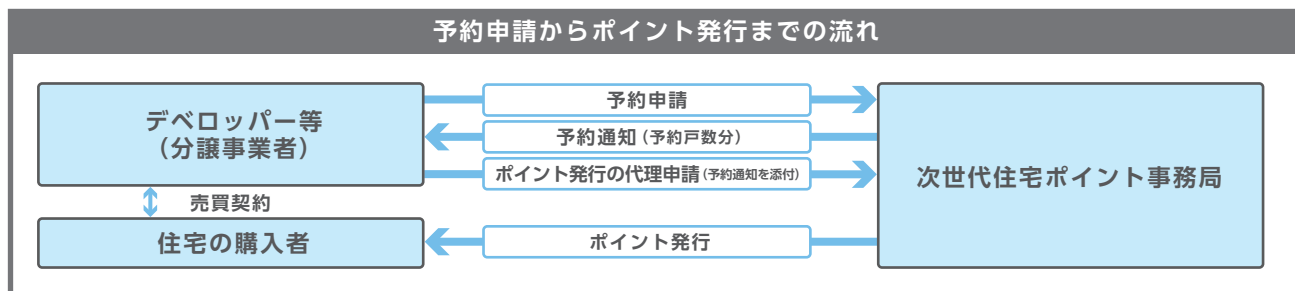


ポイントの予約申請とは

デベロッパー等の分譲事業者が建築する所定の要件を満たす分譲住宅は、**予約申請時点**^{※1}で販売開始前である場合、ポイントの予約申請を行うことができます。

予約された住宅(住戸)は、**予算執行状況に関わらず、令和2年3月31日**までポイントの発行申請を行うことができます。ただし、**分譲事業者**^{※2}による代理申請が必須です。

※1 事務局が予約申請を受受理し、審査システムに登録した日 ※2 予約住宅を他の事業者が販売した場合は、当該販売事業者による代理申請でも可



ポイント予約申請の対象

予約者	<p>新築分譲住宅の建築発注者(分譲事業者)</p> <p>※販売のみ行う事業者は申請不可</p>												
予約対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ■ 分譲目的で建築される戸建住宅または共同住宅等 ■ 販売時に適用される消費税率が10%の住宅 ■ 対象期間が以下の要件を満たす住宅 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #0070C0; color: white;"> <th>項目</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事請負契約</td> <td>平成30年12月21日以降(着工前の変更契約含む)</td> </tr> <tr> <td>建築着工</td> <td>工事請負契約～令和2年3月31日</td> </tr> <tr> <td>予約住宅販売開始</td> <td>予約申請時点で販売開始前</td> </tr> <tr> <td>不動産売買契約</td> <td>販売開始～令和2年3月31日(完成から1年以内)</td> </tr> <tr> <td>引渡し</td> <td>令和元年10月1日以降</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象期間	工事請負契約	平成30年12月21日以降(着工前の変更契約含む)	建築着工	工事請負契約～令和2年3月31日	予約住宅販売開始	予約申請時点で販売開始前	不動産売買契約	販売開始～令和2年3月31日(完成から1年以内)	引渡し	令和元年10月1日以降
項目	対象期間												
工事請負契約	平成30年12月21日以降(着工前の変更契約含む)												
建築着工	工事請負契約～令和2年3月31日												
予約住宅販売開始	予約申請時点で販売開始前												
不動産売買契約	販売開始～令和2年3月31日(完成から1年以内)												
引渡し	令和元年10月1日以降												
予約申請期限	<p>遅くとも令和元年12月31日まで</p> <p>※ポイント発行申請の期限と異なります。</p> <p>※工事請負契約以降、予約申請に必要な書類が整い次第申請可能です。</p>												
申請方法	<p>郵送申請のみ受付(受付窓口での申請は不可)</p> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;"> <p>〒115-8691 赤羽郵便局 私書箱10号 次世代住宅ポイント 申請受付係</p> </div> <p>※専用の申請書は事務局ホームページより入手できます。</p>												
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> • ポイントの予約は建物(共同住宅等は棟)ごとに行ってください。 • ポイントの予約は、1住宅につき1回のみ申請することができます。(既にポイント発行申請の対象となった住宅を予約することはできません) • 「家事負担軽減に資する設備の設置」のみの予約申請はできません。 • 予約されるポイント数は、「住宅の性能」に関わらず35万ポイントです。(ポイント発行申請で、住宅の性能・設備等に応じたポイントを発行します) • 予約住宅のポイント発行申請にあたっては、分譲事業者(または販売事業者)による代理申請が必須となります。 												

予約申請提出後の流れ

予約申請の審査

申請書類に不備等がなければ、概ね **1.5~2か月** で審査が完了します。(審査の期間は申請状況により異なります)

予約通知の発送

ポイント予約申請が承認された後、事務局より予約者へ以下の通知を送付します。

予約完了のお知らせ (予約者保管用)



予約申請につき 1 枚

- 予約番号 (全住戸)
 - 予約戸数
 - 予約合計ポイント数
 - 予約対象住宅の所在地
- 等が記載されます。

予約通知 (ポイント発行申請用)



予約住戸につき 1 枚

- 予約番号
 - 予約対象住宅の所在地
 - 確認済証番号
 - 予約の有効期限
- 等が記載されます。



予約通知はポイント発行をお知らせするものではありません。商品交換にも利用できません。



予約対象住宅が販売できなくなった場合、または住宅購入者等が要件を満たさないと判明した場合は、ポイント予約申請を取り下げてください。取り下げる場合はすみやかに事務局へ連絡してください。

ポイント発行申請

ポイントが予約された住宅を販売後、住宅購入者が期限内にポイント発行申請を行ってください。なお、申請にあたっては**分譲事業者 (または販売事業者)** が必ず代理申請を行ってください。

- ポイント発行申請時は、「予約通知 (ポイント発行申請用)」の添付が必要です。
※複数住戸について、ポイント予約申請を行った予約者および委託等された販売事業者は、どの対象住宅分にもどの予約通知を使用したか、必ず管理してください。
- 予約住宅の購入によるポイント発行申請には専用の申請書を使用してください。
 - ▶ 工事が完了後の場合は、【B-1】新築 (分譲) ポイント発行申請書
 - ▶ 工事が完了前の場合は、【B-2】新築 (分譲) 工事完了前ポイント発行申請書**※工事完了前ポイント発行申請をした場合は完了報告が必要です。**
- 申請書の記入方法は、申請の手引きをご参照ください。
- 申請書や申請の手引きは事務局ホームページまたは受付窓口より入手できます。
また、ポイント発行申請は、受付窓口と郵送のどちらでも申請することができます。

予約通知 (ポイント発行申請用)



申請書・添付書類

次世代住宅ポイント事務局

ナビダイヤル **0570-001-339**

IP電話等からのご利用の場合 **042-303-1553**

9時~17時 (土・日・祝日含む)

通話料がかかります

ホームページアドレス

<https://www.jisedai-points.jp>